

# 血漿分画製剤の旧販売名品目に係わる 経過措置期間のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より日本赤十字社の血液事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成22年11月19日付官報告示(厚生労働省告示第389号)により、次の品目について薬価基準の経過措置期間が示されましたのでご案内申し上げます。

今回の経過措置は、平成12年9月19日付医薬発第935号「医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについて」に基づく販売名の変更に伴う旧販売名品目への措置です。

今後とも国内献血による日本赤十字社の血漿分画製剤に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 1. 平成22年11月19日付官報により厚生労働省告示された品目

販売名	規 格	一般名	経過措置期間満了日
赤十字アルブミン20	20% 50mL	人血清アルブミン	平成23年8月31日
赤十字アルブミン25	25% 50mL	人血清アルブミン	
日赤ポリグロビンN注5%	0.5g 10mL	pH4処理 酸性人免疫グロブリン	
	2.5g 50mL		
	5.0g 100mL		

## 2. お問い合わせ

最寄りの赤十字血液センター医薬情報担当者へお願いいたします。